受付 41.9.17 鳥取県図書館

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行
（当日が休日にあたるときは、その翌日）

目次

◇告示
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する利子補給費及び損失補償費補助金交付要綱の一部改正
基本測量の実施を終わつた旨の通知
土地配分計画の作成
土地収用法に基づく土地細目の公告の申請
公有水面の埋立の免許
◇公告
昭和四十一年度行政書士試験の実施

告示

鳥取県告示第四百七十一号

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する利子補給費及び損失補償費補助金交付要綱（昭和三十三年十一月鳥取県告示第五百六十一号）の一部を次のように改正する。

昭和四十一年九月十六日

鳥取県知事　石破二朗

別記様式第一号の2の（注）の表を次のように改める。

区分	被害農林漁業者等への貸付利率（年%）		補助割合（年%）		
			国	県	市町村	計
昭和35年1月2日から昭和36年2月末以降昭和39年末迄の資金の場合	経営資金	6.5 以内の場合	1.5	1.0	0.5	3.0
		3.5 〃	3.9	1.4	0.7	6.0
昭和39年7月豪雨災害から昭和41年1月の異常水害までの資金の場合	経営資金	6.5 〃	1.5	1.0	0.5	3.0
		3.0 〃	4.225	1.525	0.75	6.5
昭和41年6月上旬の降ひょう以降指定天災の資金の場合	経営資金	6.5 〃	1.25	0.82	0.43	2.5
		3.0 〃	3.9	1.4	0.7	6.0
	事業資金	6.5 〃	0.75	0.5	0.25	1.5

鳥取県告示第四百七十二号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わつた旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十一年九月十六日

鳥取県知事　石破二朗

一　作業種類　基本測量（二等磁気測量）
二　作業地域　西伯郡伯仙町
　　日野郡江府町、日野町
三　終了年月日　昭和四十一年八月十一日

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所　鳥取県鳥取市東町一丁目　鳥取県

（定価一部一箇月三百円（郵税共）。）

鳥取県告示第四百七十三号

側量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定に基づき、中国電気通信局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十一年九月十六日

鳥取県知事　石　破　二　朗

一　測量の目的　電信電話地図作成

二　測量の地域及び期間

日野郡日野町　十月上旬から十月中旬まで

八頭郡河原町　十月上旬から十月中旬まで

鳥取県告示第四百七十四号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第六十二条第二項の規定に基づき、土地配分計画を作成したので、同法同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十一年九月十六日

鳥取県知事　石　破　二　朗

区分	地区（工区）名	所在地 郡市	所在地 町村	所在地 大字	入植 予定売渡口数	入植 予定売渡面積	増反 予定売渡口数	増反 予定売渡面積	摘要
〃	大山（大山）	西伯	大山	豊房			七口	三、九六二平方メートル	増反者へ配分
									一口　農地
									六口　採草地
〃	岩伏	〃	中山	松河原	一口	一、三四〇平方メートル			入植者の組織する団体へ配分
〃	〃	〃	〃	高橋		七六〇平方メートル			一口　道路敷地　二、一〇〇平方メートル
〃	逢坂外四（名和庄内）	〃	名和	加茂	一口	五、八六七平方メートル			入植者へ配分　一口　農地　五、八六七平方メートル
〃	新屋	日野	日南	新屋	四口	二七、四〇二平方メートル			〃　二口　農地　二三、二七四平方メートル
									一口　新炭林地　一、九四三平方メートル
									一口　採草地　二、八五平方メートル
〃	若桜	八頭	八東	寺鹿野	七口	九一、五三二平方メートル			〃　三口　農地　二九、七五一平方メートル
									四口　採草地　六一、七八一平方メートル
〃	山守外二（伊勢久手原）	東伯	関金	鍋ケ成	一口	一、〇二八平方メートル			〃　一口　新炭林地　一、〇二八平方メートル
〃	笠良原（笠良原）	日野	江府	御机	三口	一三、三二一平方メートル	三口	五一、八五〇平方メートル	増反者へ配分　三口　採草地　五一、八五〇平方メートル

鳥取県告示第四百七十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十一条の規定に基づき、建設大臣から土地細目の公告の申請があつたので、同法第三十三条の規定により次のとおり告示する。

昭和四十一年九月十六日

鳥取県知事　石　破　二　朗

収用しようとする土地の所在、地番及び地目

鳥取市田島字大星向北側一一三ノ四　畑

〃　一一三ノ一　〃

〃　一一三ノ二　〃

〃　丸山町九九ノ一　〃

〃　田島字大星向上ノ切九四九五合併　〃

〃　字大星向北側一〇三ノ一　田畑

〃　一〇三ノ二　田

〃	宇倍野	岩美	岩美	唐川						
〃	県村	西伯	伯仙	福万			一口	九九一平方メートル	〃	一口　農地　九九一平方メートル
〃	津ノ井村	鳥取		余戸			一口	四二〇平方メートル	〃	一口　採草地　四二〇平方メートル
〃	笠良原（笠良原）	日野	江府	御机	八口	五一、〇六八平方メートル	五口	二六、一八〇平方メートル	入植者へ配分	五口　農地　二六、一八〇平方メートル
									増反者へ配分	三口　新炭林地　一、九二六平方メートル
										三口　農地　六、三四三平方メートル
										三口　採草地　一〇、八六四平方メートル
合計					二五口	一九二、三一八平方メートル	一九口	一〇二、七三七平方メートル		

〃　宇出口七三合併　〃

鳥取県告示第四百七十六号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条の規定に基づき、昭和四十一年九月十日次のとおり公有水面の埋立の免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

昭和四十一年九月十六日

鳥取県知事　石　破　二　朗

一　埋立の免許を受けた者

道路管理者　鳥取県知事　石破二朗

二　埋立の場所及び面積

岩美郡岩美町大字蒲生字西脇一四六八番地先水面　六七四・〇八平方メートル

三　埋立の目的

道路敷地造成

四　埋立工事の期間

昭和四十一年九月十日から

昭和四十一年十月十五日まで

公　告

行政書士法（昭和２６年法律第４号）第４条第１項の規定に基づき、行政書士試験を次のとおり実施するので、行政書士法施行細則（昭和２６年４月鳥取県規則第２０号）第２条の規定により公告する。

昭和４１年９月１６日

鳥取県知事　石　破　二　朗

1　試験の日時及び場所

(1)　日時　昭和４１年１０月７日（金曜日）午前１０時から

(2)　場所　鳥取市東町１丁目　鳥取県庁第１会議室

2　試験の科目及び方法

次の科目について筆記試験を行なう（(1)及び(2)については、択一式による。）。

(1)　行政書士の業務に関し必要な法令

(2)　一般常識

(3)　作文

3　受験資格

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者は、行政書士試験を受けることができる。

(1)　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）による高等学校を卒業した者その他同法第５６条第１項に規定する者

(2)　国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間がこれを通算して３年以上になる者

(3)　行政書士法施行細則第１条第２項の規定に基づき、(2)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認められた者

4　欠格事由

次の(1)から(5)までのいずれかに該当する者は、行政書士となることができない。

(1)　未成年者

(2)　禁治産者又は準禁治産者

(3)　禁こ以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなつてから２年を経過しない者

(4)　公務員で懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

(5)　行政書士法第１４条第１項の規定により登録取消しの処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

5　受験願書受付期間

昭和４１年９月１６日（金曜日）から昭和４１年９月３０日（金曜日）午後５時まで。郵便による場合は、昭和４１年９月３０日（金曜日）午後５時までの着信に限る。

6　受験手続

試験を受けようとする者は、別記様式の受験願書に履歴書、受験資格を有することを証明する書面及び写真（出願前１年以内に撮影した上半身手札型のもの）を添えて、鳥取市東町１丁目鳥取県総務部地方課あて提出すること。

7　試験手数料及びその納付方法

(1)　試験手数料　1,000円

(2)　納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の上部にはりつけること。

この場合、消印をしないこと。

8　その他

この試験について不明の点は、鳥取県総務部地方課に照会すること。

ただし、郵便により照会する場合は、返信料として１５円切手を同封すること。